令和８年大府市規則一覧

公布日　令和８年１０月２９日

第６６号　大府市自然体験学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

第６７号　大府市文化及びスポーツ活動表彰規則の一部を改正する規則

第６８号　大府市事務分掌規則の一部を改正する規則

第６９号　大府市出納員等に関する規則の一部を改正する規則

大府市自然体験学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和８年10月29日

大府市長　岡　村　秀　人

大府市規則第66号

大府市自然体験学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

大府市自然体験学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和８年大府市条例第32号）の施行期日は、令和８年11月15日とする。

大府市文化及びスポーツ活動表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年10月29日

大府市長　岡　村　秀　人

大府市規則第67号

大府市文化及びスポーツ活動表彰規則の一部を改正する規則

大府市文化及びスポーツ活動表彰規則（平成25年大府市規則第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第１条　この規則は、大府市の文化及びスポーツ活動において、その振興発展に貢献した市民等を表彰することに関し、必要な事項を定めるものとする。 （市民等の表彰） 第２条　市長は、市民又は本市の出身者若しくは本市に縁故の深い者であって市長が特に認めるもの（小学生及び中学生を除く。）で、人格、識見、経歴等が特に優れ、過去において刑罰（軽微な事犯を除く。以下同じ。）に処されたことがなく、かつ、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰する。ただし、同一の功績について、大府市表彰条例（昭和48年大府市条例第１号。以下「表彰条例」という。）又は大府市教育委員会表彰規則（昭和55年大府市教育委員会規則第２号。以下「教育委	（趣旨） 第１条　この規則は、大府市の文化及びスポーツ活動において、その振興発展に貢献した市民を表彰することに関し、必要な事項を定めるものとする。 （市民の表彰） 第２条　市長は、大府市内に住所を有する者（小学生及び中学生を除く。）で、人格、識見、経歴等が特に優れ、過去において刑罰（軽微な事犯を除く。以下同じ。）に処されたことがなく、かつ、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰する。ただし、同一の功績について、大府市表彰条例（昭和48年大府市条例第１号。以下「表彰条例」という。）又は大府市教育委員会表彰規則（昭和55年大府市教育委員会規則第２号。以下「教育委員会表彰規則」という。）に基づき表彰を受けているときは、

改正後	改正前
員会表彰規則」という。）に基づき表彰を受けているときは、この限りでない。 （１）～（４）　略	この限りでない。 （１）～（４）　略

附　則

この規則は、令和８年11月１日から施行する。

大府市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年10月29日

大府市長　岡　村　秀　人

大府市規則第68号

大府市事務分掌規則の一部を改正する規則

大府市事務分掌規則（平成16年大府市規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

（施設の所管）

第３条　施設の所管は、次の表のとおりとする。

部	課	施設
市民協働部		
	ゼロカーボン推進課	環境学習センター二ツ池セレトナ
略	略	略
	略	略
健康未来部	健康未来推進課	健康づくり総合支援施設
	幼児教育保育課	保育所

改正前

（施設の所管）

第３条　施設の所管は、次の表のとおりとする。

部	課	施設
市民協働部		
	ゼロカーボン推進課	自然体験学習施設
略	略	略
	略	略
健康未来部		
	幼児教育保育課	保育所

改正後	改正前
別表（第４条関係） 企画政策部・総務部　　略 市民協働部 協働推進課～危機管理課　　略 ゼロカーボン推進課 環境政策係 （１）～（３）　　略 （４）　環境学習センター二ツ池セレトナの管理及び運営に関すること。 （５）～(15)　　略 環境衛生係　　略 福祉部　　略 健康未来部 健康未来推進課 健康都市こども政策推進係 （１）～（４）　　略 （５）　健康づくり総合支援施設の管理及び運営に関すること。 （６）～(14)　　略 健康未来拠点整備室～健康増進課　　略	別表（第４条関係） 企画政策部・総務部　　略 市民協働部 協働推進課～危機管理課　　略 ゼロカーボン推進課 環境政策係 （１）～（３）　　略 （４）　自然体験学習施設の管理及び運営に関すること。 （５）～(15)　　略 環境衛生係　　略 福祉部　　略 健康未来部 健康未来推進課 健康都市こども政策推進係 （１）～（４）　　略 （５）～(13)　　略 健康未来拠点整備室～健康増進課　　略

改正後	改正前
都市整備部・産業振興部　　略	都市整備部・産業振興部　　略

附　則

この規則は、令和８年11月１日から施行する。ただし、第３条及び別表の改正規定（「自然体験学習施設」を「環境学習センター二ツ池セレトナ」に改める部分に限る。）は、同年11月15日から施行する。

大府市出納員等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年10月29日

大府市長　岡　村　秀　人

大府市規則第69号

大府市出納員等に関する規則の一部を改正する規則

大府市出納員等に関する規則（昭和46年大府市規則第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表第１（第２条関係）
<table><tr><th>設置箇所</th><th>所掌事務</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>保険医療課</td><td>略</td></tr><tr><td><u>健康未来推進課</u></td><td><u>１　各種教室等受講料の収納に関すること。</u>
<u>２　保健予防関係の一部負担金等の収納に関すること。</u></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>別表第３（第５条関係）
（その１）　　略
（その２）</td><td>別表第１（第２条関係）
<table><tr><th>設置箇所</th><th>所掌事務</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>保険医療課</td><td>略</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>別表第３（第５条関係）
（その１）　　略
（その２）</td></tr>
</table>

改正後		
使用印番号	領収印使用者	所属課等
57	略	略
58	館長	健康未来推進課（健康づくり総合支援施設）

改正前		
使用印番号	領収印使用者	所属課等
57	略	略

附　則

この規則は、令和８年11月１日から施行する。